農林水産省	食料安定供給	かんがい排水事業
	国営土地改良事業勘定	総合農地防災事業
		離島かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全	空港整備
	空港整備勘定	競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業発注者支援業務
		沖縄空港整備
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業発注者支援業務
		航空路整備

所管	特別会計・所管・組織	事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	地域連携道路事業
	復興庁	競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務
	復興	港湾改修事業
		競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務
		農業水利施設放射性物質対策事業
		農業用施設災害復旧事業
		農地災害復旧事業
		農業用施設等災害関連事業
		河川等災害復旧事業

3　繰越経費

財政法第34条の2第1項の規定により平成27年度において指定された経費で、平成28年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。

○財務省告示第百十四号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第五条第三号、第四号、第六号、第七号、第八号及び第九号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年四月一日　　財務大臣　麻生　太郎

第四条第三項第三号中「又は五人」を「以上」に改め、「九十五万円」を「百万円」に改め、同項第四号を削る。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって、平成二十八年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十八年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○文部科学省告示第七十八号

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）及び国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日　　文部科学大臣　馳　浩

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号）の一部を次のように改正する。

一の1中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

三の1中「第五条の三」を「第七条」に改め、「規定する職員」の下に「のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者」を加え、「第五条の二」を「第六条」に改める。

（国立大学法人等が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人国立高等専門学校機構が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

一　国立大学法人等が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準（平成十六年文部科学省告示第五十二号）題名及び第二条（見出しを含む。）

二　独立行政法人国立高等専門学校機構が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準（平成十六年文部科学省告示第五十三号）題名及び第二条（見出しを含む。）